



住民説明会資料

佐屋町 立田村 八開村 佐織町

海部西部4町村合併協議会



住民説明会の際にお持ち下さい。

CONTENTS

○ 合併の必要性

1	市町村合併とは.....	1
2	合併の必要性.....	2
3	合併の効果.....	3
4	合併についての心配な点とその対応.....	4

○ 愛西市(新市)のくらし

1	将来像.....	6
2	生活.....	8
3	福祉・保健・医療.....	13
4	労働・産業.....	18
5	教育・文化・交流.....	19
6	その他.....	21

○ 新市のまちづくり(新市建設計画概要)

1	新市の主要施策.....	24
2	財政計画.....	30

○ 資 料

34



合併の必要性

1 市町村合併とは

市町村合併とは、2つ以上の市町村が一緒になって新しい市町村をつくることをいい、その方法は「新設合併」と「編入合併」の2つがあります。

海部西部4町村合併協議会では、合併方式を「新設合併」とすることを確認しています。

「新設合併」

2つ以上の市町村が一緒になって新しい市や町をつくる合併です。

海部西部4町村の場合、合併後は、それまでの4町村がいずれもなくなり、新しい『愛西市（あいさいし）』が誕生します。

佐屋町 + 立田村 + 八開村 + 佐織町 = 愛西市（あいさいし）

『愛西市』という新たな法人格が発生し、4町村の条例・規則は失効します。また、4町村の町村長は全員失職し、合併後50日以内に新市長選挙が行われます。

「編入合併」（参考）

中心になる市町村があって、その市町村に他の市町村の区域が編入される合併です。合併後は、編入する市町村が存続することになります。

例：A市 + (B町 + C村) = A市

編入する市町村の法人格は存続し、その条例・規則が適用されます。編入する側の首長の身分は変動しませんが、編入される側の首長は失職します。



2 合併の必要性

佐屋町、立田村、八開村及び佐織町の海部西部4町村が、現在の姿に整ったのが昭和30年前後の「昭和の大合併」と言われた時代であり、その後50年近くが経過した今日までの間、町村行政を取り巻く状況は大きく変わってきました。

交通や情報通信手段の発達により日常社会生活圏が拡大し、住民のライフスタイルや価値観が多様化し、行政サービスに対する要望も多種多様、そして高度化してきました。

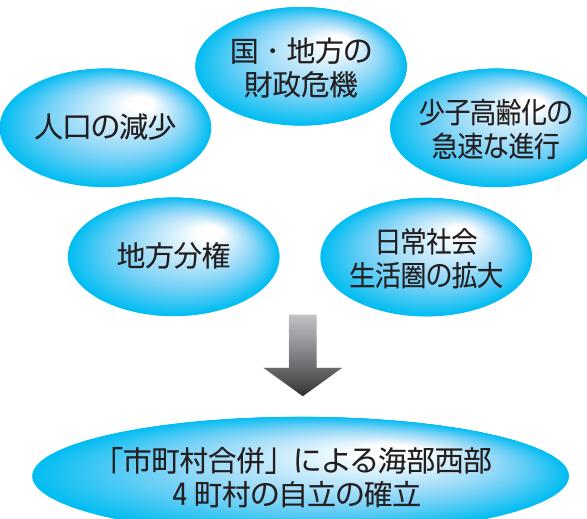
さらに出生率が低下し、高齢化は進行を続けており、このまま推移すると日本全体の人口が平成18年を境に減少に転じ、21世紀半ばには3人に1人が65歳以上になるものと予測されています。海部西部4町村も例外ではありません。

現下の厳しい社会情勢の中にあって、将来にわたって今の行政サービスがこのまま維持していくのかどうか、各町村役場が直面している喫緊の課題です。

新聞報道でもご承知のように、今、国・地方ともに大変な財政危機に陥っています。それを打開していくためには、従来どおりの行政のあり方では克服できないとして、行財政改革の実行が強力に進められています。市町村合併はそのための主要な方策です。

もちろん、合併によって一挙に日本全体の行財政状況が好転するとはいえませんし、即、福祉や教育がよくなるというものではありません。しかし、合併もなくこのまま推移すれば、ゆくゆく財源不足に陥り、地域の活力が失われてしまうことは、十分予測できます。そうした状況に陥る速度や度合いを少しでも食い止め、この地域の魅力や活力を向上させていく方向に向けるための手段として、市町村合併に取り組んでいるものです。

「いま特に困ったことがないから、合併は必要ない。」というだけでなく、海部西部でのこれから私たちの生活を考えたとき、地域としての力を蓄え、これからの未来ある生活を築くために、今、市町村合併を考える必要があります。



3 合併の効果

住民の利便性の向上

合併により4町村の区域にある行政窓口（分庁舎・総合支所、出張所）保育所、福祉センター、老人福祉施設、図書館、総合体育館、運動場などの公共施設が、愛西市民として利用することができます。

行政サービスの高度化・多様化への対応

4町村役場の組織統合によるスケールメリットを活かし、福祉や環境問題など、高度化、多様化する住民ニーズに対応できる行政体制を組織することができます。

広域的な視点に立ったまちづくりの推進

4町村の区域全体を一つの視点からまちづくりを考えることができ、旧町村を跨ぐ道路の整備・改良や公共施設の適正配置、地域ごとの個性を活かした整備基準の設定など、新市の均衡あるまちづくりを広域的な視点から一元的に展開することができ、地域の魅力を高める取組みができます。

行財政の効率化・安定化と財政基盤の確立

合併による4町村の財政統合のスケールメリットと合併特例法に基づく財政支援措置を有効に活用することにより、新市の財政規模に見合った財政基盤の安定化と強化が図られ、広域的な視点から公事業の実施、施設の整備運営を行い、現行の行政サービスの維持向上を図ることができます。

地域のイメージアップと活性化

3県の県境に位置する新しい都市、「愛西市」の誕生を全国に向けてPRをすることにより、地域のイメージアップを図ることができます。また、新市での子育て支援や少子化対策、基盤整備などの施策の取組みにより、若い世代の定住化の促進や、新たな産業振興など、地域の活性化につなげることができます。

4 合併についての心配な点とその対応

合併により「周辺部がさびれるのでは」、「今のサービスが受けられなくなるのではないか」といった心配の声があります。

いくつかの点について、例示的にその対応をまとめました。

行政サービスの低下や負担の増大などの住民の不安について

これまで、小さな町村だからこそ提供できたきめ細かな施策もありますが、合併しないまでは財政状況はますます苦しくなり、そう遠くないうちにそれらのサービスが提供できなくなる懸念があります。したがって4町村の財政統合によるスケールメリットを活かし、財政基盤の確立につなげていきます。

海部西部4町村合併協議会の協議では、それぞれの行政サービスに見合った住民の適正な負担を念頭に置きながら、原則として住民サービスの低下を招かないように調整しております。

行政区域の拡大による住民の意向の反映について

合併すると、地域の声が行政に届きにくくなるのではないかという声です。

各地域から選出された議会議員の在任特例措置が適用されることや、各行政区の総代会や自治会、コミュニティなどは、基本的に現行のまま存続し、また旧町村役場を単位とした総合支所の設置、新市の広報広聴制度の拡充などにより、従来どおり、住民の意向やサービス提供にお応えできるものと考えております。

中心市街地とそれ以外の地域との格差について

合併しない現状のままでも、中心市街地と周辺部は存在しますが、合併で大きな面積となるので、地域格差が生じるのではないかという声です。

合併協議会では、各町村の代表者により、各町村の現行事業や総合計画を基に、新市としての一体性の確保や地域間の均衡ある発展に留意しながら、それぞれの地域の状況に応じた施策を計画的に実施していくよう協議しております

歴史・文化・伝統など、地域の個性について

合併に伴い、地域特有の歴史や文化、伝統が失われるのではないかという声です。

祭礼等の伝統行事や地域文化はそこに暮らす住民の皆さんによって支えられ、伝えられてきたものです。今後も新市の財産として当然守っていくべきものであり、新市は、それらの活動を支え、広く対外的にPRすることで、地域の活性化を図っていくものです。

豊かな自然環境について

市になると大規模な開発が行われ、大切な自然を損ねるのではないかという声です。

海部西部の縁豊かな自然環境は、新市にとってかけがえのない大きな財産です。いつまでも守り続け、後世に引き継がなければなりません。一方で、新市の発展を目指す上で、ある程度の開発も必要ではありますが、新市の将来像に掲げる『人と縁が織りなす 環境文化都市 愛西』を目指し、まちづくりを進めていきます。

以上のようなご心配も含め、合併による懸念が現実のものとならないように、行政と住民が協働して、新市のまちづくりを進めていくものです。

愛西市(新市)のくらし

1 将来像

新市のまちづくりは、自然、歴史、交通利便性など様々な地域特性を活かした、『活力・賑わいの創造』を将来の方向性として見定め、元気そして活気ある **人口7万都市** を目指していきます。

その実現により、愛知県西部の拠点都市として、水や緑などの豊かな自然の中で、幼児から高齢者、障害者まで全ての住民が豊かな心を育みながら、『愛』にあふれる生活を送ることができる快適環境都市の形成へとつなげていきます。

産業

賑わいと活力のあふれる
まちをつくる

都市基盤

機能的かつ合理的な
都市環境を形成する

福祉、保健・ 医療、安全

安全、安心して生活
できるまちをつくる

人と緑が織りなす 環境文化都市 愛西 生活環境

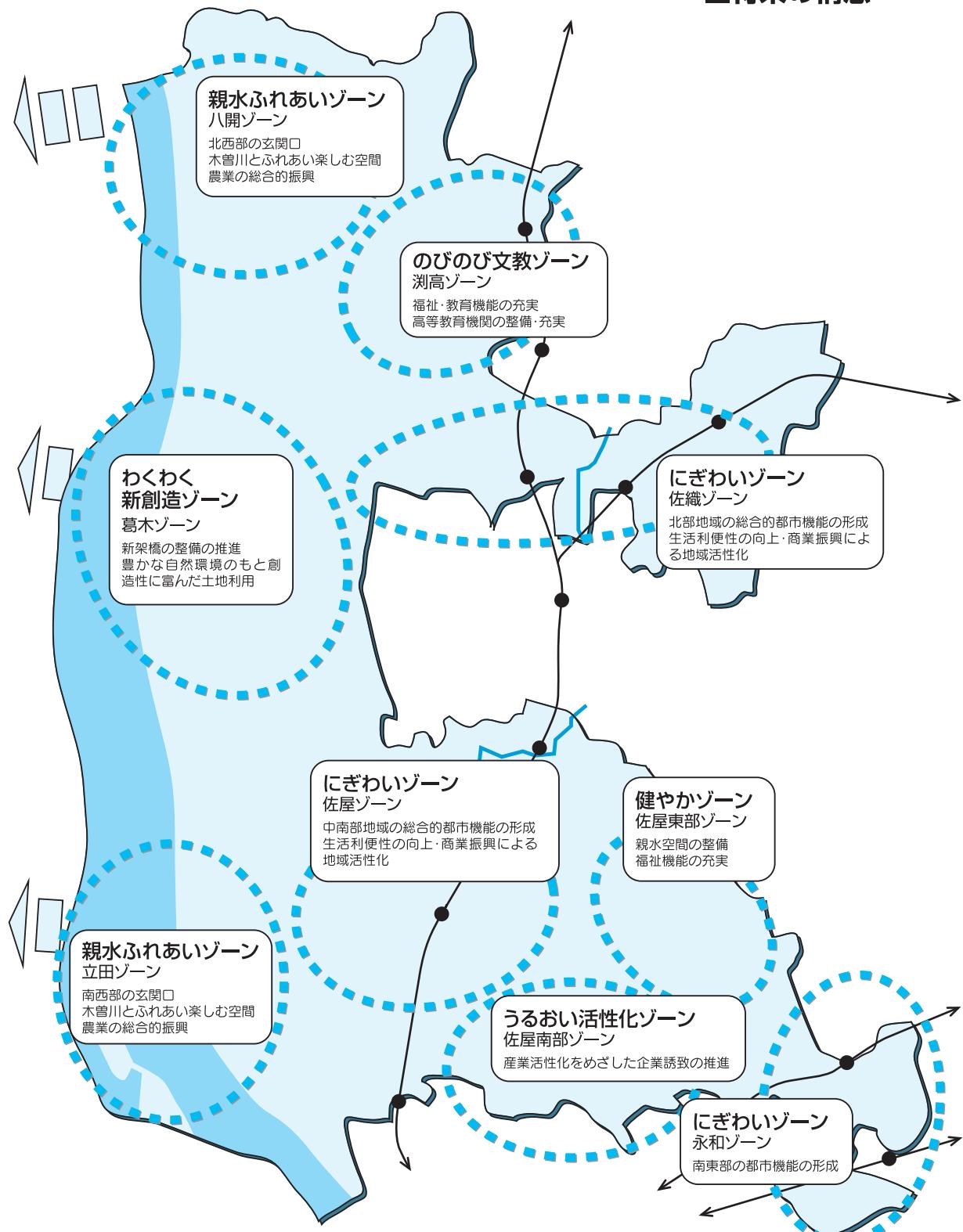
教育、文化 スポーツ

はづらつとして、
健やかなひと・
地域をつくる

行政
健全な行財政基盤のもと、
住民ニーズに応える



■将来の構想



2 生活

新市の名称・地名

新市の名称は、「愛西市(あいさいし)」です。

また、愛西市における町字名については、次のとおり取扱う予定です。なお、町字名の区域は変更がありません。

	現 行	愛 西 市
佐屋町	海部郡佐屋町大字稻葉字米野308番地	愛西市稻葉町米野308番地
立田村	立田村大字石田字宮東68番地	石田町宮東68番地
八開村	八開村大字江西字大繩場151番地の1	江西町大繩場151番地の1
佐織町	佐織町大字諏訪字池埋500番地1	諏訪町池埋500番地1

現在の海部郡 町(村)を「愛西市」とし、大字 を 町とし、「字」の文字を削除

愛西市の市役所は、現在の佐屋町役場に設けます。

また、住民サービスの低下を招かないように、現在の立田村役場、八開村役場及び佐織町役場を分庁舎とし、佐屋町にある市江支所、永和支所を出張所とします。

なお、各分庁舎においては、総合窓口等(総合支所方式)を配置し、住民の意見を十分に反映できるようにします。

市役所・窓口業務



今後の事務事業の調整によって変動する場合があります。

各種手続き

総合窓口において住民票の写しの交付などの諸手続きについては、現行のとおり、本庁(佐屋町役場)及び分庁舎(3町役場)で業務を行います。

なお、手数料については適正かつ応分の負担をいただきます。

	種 别	立田村	愛西市
住 民 窓 口 関 係	住民票写し(1通)	200円	現 行 の と おり
	戸籍の附票の写し(1件)	200円	
	戸籍謄抄本及び記録事項証明(1通)	450円	
	戸籍記載事項証明(1件)	350円	
	印鑑登録(1件)「交付・証明」	200円	
	所得証明(1件)	200円	
	事業所証明(1件)	200円	
	評価証明(1件)	200円	
	納税証明(1件)	200円	
	住宅用家屋証明(1件)	1,300円	

主なもののみ掲載



行政区

合併後、行政区の区域及び総代会などの自治組織に変更はありません。また、旧町村単位の自治組織の代表者による連絡調整組織を設置し、愛西市との協働による「まちづくり」を推進します。

税金・納税

主な税目について以下のとおりとなります。

個人市民税

種 別		立 田 村	愛 西 市
税 率	均等割	3,000円／年	現行のとおり
	所得割	200万円以下 100分の3	
		200万円超700万円以下 100分の8	
		700万円超 100分の10	
納 期	普通徴収	1 期 6月1日～6月30日	現行のとおり
		2 期 8月1日～8月31日	
		3 期 10月1日～10月31日	
		4 期 1月1日～1月31日	
	特別徴収	納 期 月割り額を翌月の10日まで	現行のとおり
		特例事業所 6月～11月：12月10日まで 12月～5月：6月10日まで	

法人市民税

種 別		立 田 村	愛 西 市
税 率	均等割	1号法人 300万円	現行のとおり
		2号法人 175万円	
		3号法人 41万円	
		4号法人 40万円	
		5号法人 16万円	
		6号法人 15万円	
		7号法人 13万円	
		8号法人 12万円	
		9号法人 5万円	
	法人税割	100分の12.3	
	徴収方法	事業年度終了後2月以内申告納付	現行のとおり

固定資産税

種 別		立 田 村	愛 西 市
税 率		100分の1.4	現行のとおり
納 期	1 期	5月1日～5月31日	現行のとおり
	2 期	7月1日～7月31日	現行のとおり
	3 期	12月1日～12月25日	12月1日～1月4日
	4 期	2月1日～2月末日	現行のとおり

軽自動車税

種 別		立 田 村	愛 西 市
税 率	原動機付自転車	50CC 以下	1,000円
		50CC 超90CC 以下	1,200円
		90CC 超	1,600円
		三輪以上	2,500円
	軽自動車	二輪	2,400円
		三輪	3,100円
		四輪 / 乗用 / 営業用	5,500円
		四輪 / 乗用 / 自家用	7,200円
		四輪 / 貨物用 / 営業用	3,000円
		四輪 / 貨物用 / 自家用	4,000円
		専ら雪上を走行するもの	2,400円
	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円
		その他	4,700円
	二輪の小型自動車		4,000円
納 期		4月11日～4月30日	5月1日～5月31日

広報・広聴関係

日々変化する行政情報を迅速かつ的確に市民に提供できるよう
広報紙・CATV・ホームページ等の充実を図ります。

また、「豊かなまちづくり」や「身近な意見」等を反映できるよう「ふれあい箱」を公共施設に設置し、ホームページ等にてご意見にお答えします。

内 容		立 田 村	愛 西 市
広報紙関係		毎月1日 発行	現行のとおり
広報の他 その他の 関係	ホームページ	有り	全行政区に設置
	村内掲示板	各大字に配布・設置	
	回覧板	有り	
村勢要覧		5年に1回発行	合併後作成
広聴関係		「村政へのご意見」をホームページに開設	・「ふれあい箱」を公共施設に設置 ・「市政へのご意見」をホームページに開設

交通関係事業

現在運行の佐屋町(公共施設巡回バス)、佐織町(総合福祉センター巡回バス)については、住民の声を反映して交通手段の円滑なる利便性を確保するとともに、愛西市において、立田村及び八開村の地域を含めた巡回バスの運行及びルートの設置計画を進めます。

なお、高齢者福祉及び障害者福祉タクシーについては、利用料金等の助成及び福祉車両により、医療機関等への移動の支援を行います。

水道

八開村・佐織町を統合した水道事業と海部南部水道企業団の2つの形態として愛西市へ引継ぎ、愛西市として経営の合理化やサービスの均一化、施設の広域化による経営基盤の強化及び管理体制の強化を図っていきます。

水道料金については、当分の間現行のとおりとし、愛西市において策定する「水道事業計画」に基づき、企業会計の健全経営の観点から料金体系等の検討をしていきます。

	立 田 村	愛 西 市
水道料金(口径13mm) 月に30m ³ 使用した場合	5,544円	現行のとおり (海部南部水道企業団)

下水道

1. 公共下水道事業は、現行の基本計画に基づき推進します。
2. 農業集落排水処理施設とコミュニティプラント施設の管理運営は、当分の間、現行のとおりとします。
3. 農業集落排水処理施設とコミュニティプラント施設の使用料は当面、現行のまま愛西市に引き継ぎます。
4. 宅内配管整備融資制度は、現行の制度を愛西市に引き継ぎます。



消防・救急・防災

消防本部及び消防署は、現行の機能を維持しながら、愛西市の組織の一部に移行します。

消防団については、連合方式により現4団の組織を維持できる組織とします。

消防設備については、現状を維持し配備します。

地域防災無線・同報系無線については、愛西市において統一化を図るものとし、自主防災組織については、愛西市全域で組織できるようにします。



ごみ収集

ごみの分別及び収集頻度については、合併後半年を目途に統一します。

粗大ごみ処理手数料については、ごみの減量化を推進するため、1点200円の処理手数料をいただきます。

ごみ回収団体補助金については、6円/kgに統一します。



専用ごみ袋処理手数料

種 別	立 田 村		愛 西 市	
	手 数 料	収集頻度	手 数 料	収集頻度
可燃物ごみ	大 1枚あたり 20円	週 2回		現行のとおり
	小 1枚あたり 15円			
不燃物ごみ	大 1枚あたり 20円	月 1回	現行のとおり	月 2回
	小 1枚あたり 15円			
プラスチック類ごみ	大 1枚あたり 20円	週 1回		現行のとおり
	小 1枚あたり 15円			

粗大ごみ処理手数料

種 別	立 田 村		愛 西 市	
	手 数 料	収集頻度	手 数 料	収集頻度
粗大ごみ		年 6回	1点あたり 200円	月 2回

3 福祉・保健・医療

児童福祉関係

保育園

お住まいや職場の近く、通勤の途中等、利用できる保育園の選択肢が広がります。

また、乳児保育、1歳児保育、延長保育、障害児保育等を引き続き推進し、多様な保育ニーズに対応したサービスを提供するよう努めます。



保育料(立田村)

(月額)

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税課税世帯	6,000円	5,000円
第4階層	所得税80,000円未満	11,000円	10,000円
第5階層	80,000円以上200,000円未満	15,500円	13,500円
第6階層	200,000円以上510,000円未満	23,000円	15,000円
第7階層	510,000円以上	27,000円	16,000円



保育料(愛西市)

(月額)

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税課税世帯 均等割の額のみの世帯	5,400円	4,000円
第4階層	市町村民税課税世帯 所得割のある世帯	6,000円	5,000円
第5階層	所得税80,000円未満	11,000円	10,000円
第6階層	80,000円以上200,000円未満	15,500円	13,500円
第7階層	200,000円以上510,000円未満	23,000円	15,000円
第8階層	510,000円以上	27,000円	16,000円

保育時間(愛西市)

保育時間	公立保育園	通常保育 8:00~17:00
		延長保育 7:30~8:00、17:00~18:30

**少子化対策**

親が安心して働くことができるよう、児童館や子育て支援センターにおいて、放課後児童健全育成事業を継続して実施します。

また、第3子以降の子を出産された方に、これまでどおり出産祝い金として150,000円を支給します。

学童保育利用料

種別	立 田 村		愛 西 市	
実施時間	月曜日～金曜日	授業後～18:30	月曜日～金曜日	授業後～18:30
	土曜日・夏休み等	8:30～18:30	土曜日・夏休み等	7:30～18:30
利用料		月額5,000円(8月は7,500円)	月額5,000円(8月は7,500円)	
		夏休み10,000円、冬休み3,000円、春休み5,000円	夏休み10,000円、冬休み2,500円、春休み5,000円	

乳幼児医療費助成

6歳に達する日の属する年度末までを受給対象として、これまでどおり医療費を助成します。

18歳以下の児童がいる母子・父子家庭及び父母のいない児童に対しては、これまでどおり医療費を助成します。
なお、所得制限があります。

母子家庭等医療費助成**遺児手当**

父又は母に重度の障害のある家庭、母子家庭又は父子家庭等で18歳以下(18歳に達した年度末まで)の児童を育てている方に月額2,500円を支給します。
なお、所得制限があります。

高齢者・障害者福祉関係

敬老の日事業

愛知県敬老金の対象者(数え88歳と数え100歳)を除き、これまでどおり敬老金として80歳以上84歳以下の方に5,000円、85歳以上の方に10,000円を支給します。

また、敬老式については、愛西市においても引き続き実施していきます。

高齢者福祉タクシーライム助成

65歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対して、これまでどおり年間24枚のタクシーリ用券(基本料金及びお迎え料金)を交付し、タクシーの利用料金を助成します。

障害者福祉タクシーライム助成

身体障害者(1~3級)、知的障害者(A・B判定)、精神障害者(1~3級)及び被爆者健康手帳所持者に対して、年間24枚のタクシーリ用券(基本料金及びお迎え料金)を交付し、タクシーの利用料金を助成します。

障害者医療費助成

身体障害者(1~3級)、知的障害者(A・B判定)及び精神障害者(1~3級)の方に対して、これまでどおり医療費を助成します。

精神障害者医療費助成

精神障害者と診断された方で障害者医療費制度の対象とならない方に、精神障害の医療費について一部を助成します。

障害者手当

身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して、障害の程度に応じて手当を支給します。

		立 田 村	愛 西 市
第1種 障害者	対 象	・身体障害者1,2級かつ知的障害者A判定 ・身体障害者1,2級かつ精神障害者1,2級	現行のとおり
	支給額	月額7,500円	
第2種 障害者	対 象	・身体障害者1,2級 ・知的障害者A判定 ・身体障害者3級かつ知的障害者B判定 ・精神障害者1,2級 ・身体障害者3級かつ精神障害者3級	現行のとおり
	支給額	月額4,500円	
第3種 障害者	対 象	・身体障害者3,4級 ・知的障害者B判定 ・精神障害者3級	現行のとおり
	支給額	月額2,500円	
第4種 障害者	対 象	・身体障害者5,6級 ・知的障害者C判定	現行のとおり
	支給額	月額1,500円	

保険事業関係**国民健康保険事業**

国民健康保険税は、合併時の所得や医療費の動向に留意しながら、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保できる額にて統一を図ります。

種 別	立 田 村	愛 西 市
医療給付費分 賦課方式	所得割 資産割 均等割 平等割	5.50% 40.00% 22,500円 25,000円
介護納付金分 賦課方式	所得割 資産割 均等割 平等割	0.60% 5.00% 5,000円 4,500円

国民健康保険税については、賦課方式を4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）とし、これまでと同様の区分により課税します。
 国民健康保険税の課税限度額については現行のとおり地方税法の定める額とします。（医療給付費分53万円、介護納付金分8万円）
 ・所得割…前年度の所得に係る保険税額
 ・資産割…当該年度の固定資産税額に係る保険税額
 ・均等割…1人当たりの保険税額
 ・平等割…世帯ごとに係る保険税額



介護保険事業

介護保険料(第1号被保険者)については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から介護保険事業計画策定に基づき新保険料を設定します。

保健衛生事業

乳幼児健診・健康相談・健康教室等の母子保健事業は、現行のとおりとし、健診内容や相談業務等の内容を統一します。

各種検診の自己負担金は受益者負担を原則とし、愛西市において定期的に見直しを行います。

			立 田 村	愛 西 市
集 団 検 診 ₁	肺がん検診	対象者	X線 喀痰 } 40歳以上	満35歳以上
		自己負担金	X線 無料 喀痰 500円	現行のとおり
	胃がん検診	対象者	満40歳以上	満35歳以上
		自己負担金	500円	現行のとおり
	大腸がん検診	対象者	満40歳以上	満35歳以上
		自己負担金	100円	現行のとおり
	子宮がん検診	対象者	満30歳以上女性	現行のとおり
		自己負担金	400円	
	乳がん検診	対象者	満30歳以上女性	現行のとおり
		自己負担金	視触診と超音波 400円 視触診とマンモグラフィー 未実施	1,300円
女性の健康診査 ₂	対象者	未実施	20歳～39歳の男女	
		自己負担金	1,000円	
	対象者	未実施	満35歳以上	
		自己負担金	3,700円	
総合健康診査	対象者	受診年度に40・50歳になる住民		
	自己負担金	男性：8,000円 女性：11,000円	現行のとおり	

- 医療機関で実施する個別検診は、現行のとおり実施します。
- 女性の健康診査は、新規事業として男女を対象にした健診となります。

4 労働・産業

農業振興

引き続き用排水路や農道等の整備を進め、特色ある農業の振興を図っていきます。

また農業金融対策事業として、農業者に対する「農業近代化資金等利子補給補助金」等の助成を引き続き行い、施設及び機械導入を促進し、農業の近代化を進めます。

中小企業向け融資制度

	立 田 村	愛 西 市
補 助 対象者	750万円(商工業振興資金特別小口資金)以下の融資の保証決定を受けた者	1,250万円以下の融資の保証決定を受けた者
補助率	保証料の100%	保証料の90%

商工業振興

中小企業者の負担軽減を図り、企業経営の安定発展を図るため、中小企業の振興のための融資制度については、引き続き実施します。

勤労者支援

安定した住民生活の確保を目的に、雇用の安定と労働環境向上を図るため、地域の特性に応じた対策を検討し、実施していきます。

また、「勤労者住宅資金融資」を実施し、勤労者の住宅難の緩和と住生活の向上を推進します。

勤労者住宅資金融資

	立 田 村	愛 西 市
融 資 対象者		市内に居住する勤労者
貸 付 限度額	未実施	5,000千円
貸 付 期 間		30年以内

5 教育・文化・交流

学校の通学区域

現行のとおりとします。ただし、愛西市において、地域の実情、児童生徒数の動向を踏まえ、保護者をはじめとする関係者のコンセンサスを得ながら検討を行います。

学校給食

学校給食

			立田村	愛西市
調理場の形態			センター方式	現行のとおり
給食費	徴収額	小学校	月額3,700円	現行のとおり
		中学校	月額4,300円	
	単価	小学校	1食226円	1食230円
		中学校	1食266円	1食270円
	補助	小学校	1食あたり6円	
		中学校	1食あたり10円	

調理場の形態については、当面は各施設を使用し現行のとおりとします。

給食費・給食費補助については、保護者の負担に留意しながら統一します。

また、献立の統一等により、単価を安く抑え、質の良い給食を提供できるよう実施します。

義務教育振興

引き続き、学校施設の整備に努め、教育環境の充実・向上を図ります。また、家庭・地域・学校が一体となって、子どもたちが健全に育つ環境づくりを推進していきます。

私立学校振興

私立幼稚園就園奨励費補助金は、現行のとおり実施します。

また、国の基準を超えた所得階層については、年額一律8,000円とし、愛西市における保護者負担を軽減します。

私立幼稚園就園奨励費補助金

		立田村	愛西市
国制度該当世帯		国の基準額	現行のとおり
国 制 度 非 該 当 世 帯	市町村民税所得割課税額が 102,101円以上	未実施	8,000円(年額)

コミュニティ

コミュニティ施設については、現行のとおりとします。
また、コミュニティセンター等を中心に活動をしている組織については、愛西市において全域に整備し、その活動に対し補助し、住民の自主的・主体的な活動の機会や場の充実・整備を図ります。

文化祭等のイベントは現状のとおり継続し、各文化団体の自主運営を支援します。

また、それぞれの地域固有の文化や歴史を後世に継承し、活用する事業を推進します。

文化振興

社会教育

社会教育関連施設については、類似施設について統一した算定方式により使用料を設定します。

また、社会教育関係団体の自主運営を支援し、現在実施している事業を基本として、地域の特色を生かした社会教育事業を展開します。

図書館

村民体育大会等の社会体育事業は現行どおり継続し、愛西市民が健康で生きがいがもてるような事業を展開していきます。

スポーツ

現佐屋町立図書館を中心館、立田村・佐織町の図書室を分館と位置付け、早期にネットワーク化を図り、愛西市での図書館機能を向上させます。

国際交流の一環として、異文化への理解を深めるよう、北米愛知県人会との交流を広域的に実施します。

また、愛西市の資源を有効に活用した多彩な交流を中心に、広域交流についても積極的に推進します。

国際交流・広域交流

イベント

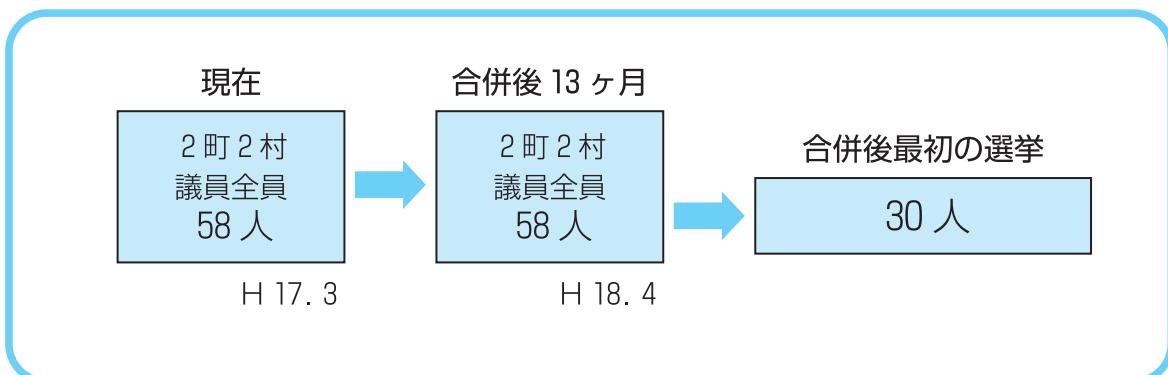
盆踊りなど各種イベントは、各町村で実施されている状況を考慮し、継続して実施します。

その後、愛西市において地域の独自性や活性化に配慮する中で、「地域間・世代間の交流」の促進が図られるよう検討していきます。

6 その他

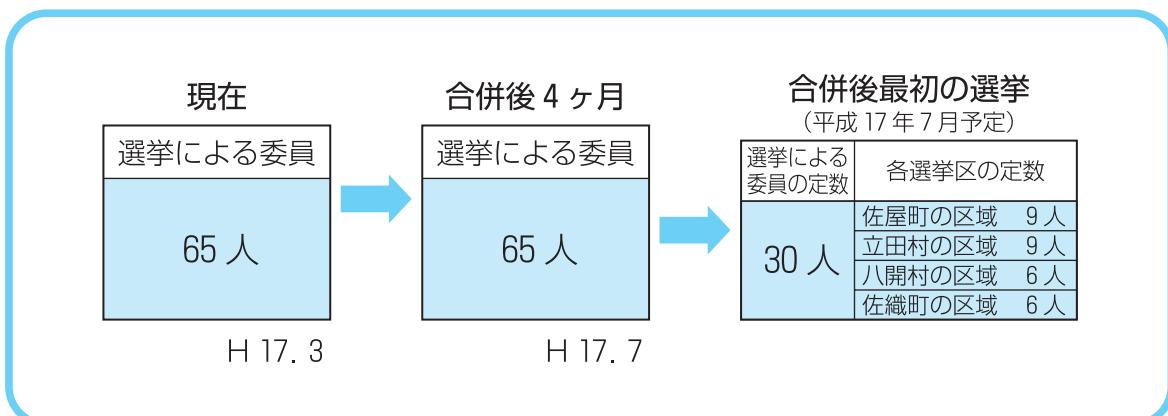
議会議員

- ・2町2村の議会議員は、合併の特例に関する法律の規定を適用し、平成18年4月30日まで新市の議員として在任します。
- ・愛西市の議員の定数は30人となります。(在任期間終了後)
- ・在任特例適用時の議会議員の報酬額は、現行報酬額をそれぞれ引き継ぎます。
- ・在任期間終了後の愛西市の議員の報酬は、同規模自治体の例をもとに第三者機関の意見を聴いて合併時までに4町村の長が協議して定めます。



農業委員

- ・2町2村の選挙による農業委員は、合併の特例に関する法律の規定を適用し、平成17年7月19日まで農業委員として在任します。
- ・愛西市の農業委員会の選挙による委員の定数は30人とします。
- ・農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定により選挙区を設けることとします。



新市のまちづくり(新市建設計画概要)

住民意向

地域活力の向上

地域住民の快適な生活環境を形成するため、工業、商業、農業をはじめとした様々な産業の振興などにより、元気で活力のある地域づくりが求められています。

効率的な土地利用や生活基盤の整備・充実

農地や河川などの自然と共生しつつ、安全かつ快適な住民生活や効率的な産業が展開できる土地利用や基盤(道路など)の整備・充実が求められています。

人・自然にやさしい生活環境の形成

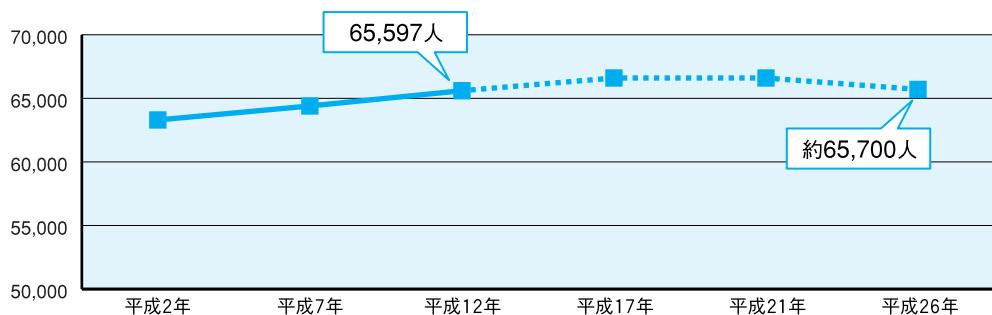
現在ある様々な自然や歴史を守り、活かしながら、防災面や防犯面の機能強化、医療・保健・福祉面の充実などを図り、全ての人が平等に安全・安心して暮らすことのできる環境の形成が求められています。

コミュニティ活動を通じた人・まちづくり

地域住民が主体となった様々なコミュニティ活動等を通じ、地域における積極的な人・まちづくりを進める必要性が求められています。

人口推計

国勢調査によると、海部西部4町村(佐屋町、立田村、八開村、佐織町の合計)の人口は平成12年まで増加の傾向にあります。その後の人口は、平成17年あたりまでは増加の傾向を維持していますが、平成18年あたりをピークに僅かずつ減少の傾向に転じ、建設計画の目標年次である平成26年には、約65,700人になると推計されます。





1 新市の主要施策

将来像の「人と緑が織りなす 環境文化都市 愛西」の実現に向け、まちづくりの基本方針に基づき以下に示す主要施策を展開します。

産業

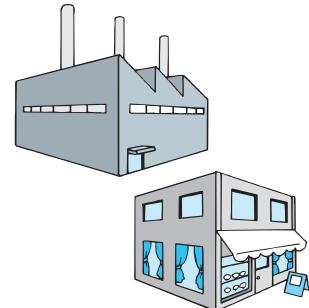
目標：賑わいと活力のあふれるまちをつくる

商業・工業等

新たな地域産業の育成・振興

基本方針

地域住民の就業機会の充実、安定した財政基盤の確立を図るなど活力と潤いのある地域産業の育成・振興を図ります。
工業団地や流通基地の整備を推進し優良企業の誘致を図ります。
主要な駅周辺部に商業機能を集積し、地域の活性化及び地域住民の日常生活の利便性の向上に努めます。



主要施策

地場産業基地整備事業、新産業育成支援事業、駅周辺市街地整備事業

観光・交流産業、農業

交流を活かした活気ある地域の形成

基本方針

地域ブランドを活かした特産品の開発・育成及び販売網の拡大、都市市民とのふれあいの場・機会の充実などを支援し、交流などによる地域の活性化も促進します。

人々が人や自然などとふれあい、交流し、賑わいと活気あふれる地域づくりを目指します。

地域資源を活かした施設・広場の整備及び各種イベントの開催を推進するとともに、来訪者をもてなす真心の育成に努めます。



主要施策

地域交流拠点施設整備事業、交流ふれあいイベント事業、農業基盤施設整備事業、農村振興総合整備事業、農業交流拠点施設整備事業、など

都市基盤

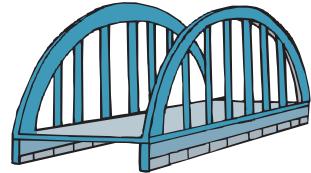
目標：機能的かつ合理的な都市環境を形成する

道路・交通・情報網

都市間、地域間ネットワークの整備・充実

基本方針

便利で賑わいのある地域づくりを推進します。
人・自然にやさしい交流ネットワークづくりを進めます。
地域の均衡ある発展及び新市としての一体性を創出するため、
新架橋をはじめとした幹線道路網の整備、公共施設間の巡回バス
運行及び高度情報基盤の整備に努めます。



主要施策

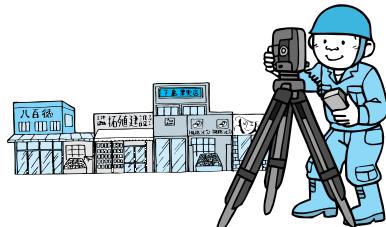
市道整備事業、国・県道整備事業、都市計画道路整備事業、新
架橋整備事業、堤防道路整備事業、巡回バス運行事業、など

土地利用

生活の快適性と産業の効率性が共存する土地利用

基本方針

住居、商業、工業及び公共サービス機能などの適切な配
置と健全な市街地の形成に向けた一体的かつ総合的な市
街地整備に努めます。
土地利用計画の見直しを進め、快適で安全な市街地の整
備を図ります。



主要施策

都市計画マスターPLAN策定事業



福祉、保健・医療、安全

目標：安全、安心して生活できるまちをつくる

高齢者・障害者福祉、保健・医療

誰もが平等に生活できる地域環境の形成

基本方針

高齢者や障害者が自立し安心して生活できる環境づくりに取り組みます。



主要施策

高齢者福祉施設整備事業、保健・医療活動推進事業、など

母子・父子、児童福祉等

妊娠・出産～育児まで若者の生活環境の充実

基本方針

子育て支援を充実するとともに、地域ぐるみで子育て環境の形成に努めます。

公立保育園及び児童館をはじめとした児童福祉施設の整備の推進を図ります。



主要施策

保育施設整備事業、児童福祉施設整備事業、など

地域福祉

支え合い、助け合う地域福祉の充実

基本方針

ユニバーサルデザインを用いた全ての人にやさしいまちづくりを推進します。

主要施策

福祉活動支援事業、福祉意識啓発推進事業、人にやさしいまちづくり事業、など

生活安全

災害に強く、犯罪や事故のないまち

基本方針

様々な災害に備え、施設や設備の整備・充実を図り、安心して生活ができる防災体制の確立を図ります。

主要施策

防災施設・設備整備事業、地盤沈下対策事業、河川改修事業、公共施設耐震化事業、など

生活環境

目標：快適で美しい生活環境の整ったまちをつくる

環境衛生、環境保全等

循環型社会への転換・形成

基本方針

- 環境美化・ごみの分別収集を推進します。
- 火葬場・斎場及び墓地の整備を推進します。
- 環境にやさしい新エネルギーの導入・活用を推進します。



主要施策

- 火葬場・斎場・墓地整備事業、新エネルギー活用事業、など

自然環境、排水処理

水辺環境の維持・保全と親水への活用

基本方針

- 生活・産業排水の適切な処理を進めます。
- 水とふれあい、安らぐことのできる親水空間の整備充実を推進します。



主要施策

- 木曽三川公園整備事業、緑のネットワーク形成事業、公共下水道整備事業、農業集落排水整備事業、湛水防除事業、合併処理浄化槽整備事業、など

居住環境、景観

愛西らしい高品質な都市環境の形成・確立

基本方針

- 公園やシンボルロードの整備を図ります。
- ゆとりある居住環境の形成を図ります。



主要施策

- 都市公園整備事業、シンボルロード整備事業、歴史的街並み景観形成事業



教育、文化、スポーツ

目標：はつらつとして、健やかなひと・地域をつくる

学校教育、社会教育

時代に適合し、次代をリードする人材の育成

基本方針

学校教育及び社会教育を推進し、心豊かな人材の育成に努めます。
図書館機能の充実を図ります。
高等教育機関の誘致を進めます。



主要施策

高等教育機関整備事業、図書施設・設備整備事業、学校施設・設備整備事業、学校施設耐震化事業、など

文化、スポーツ

生きがいを持ち、生涯健康に暮らせる環境の形成

基本方針

生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動を支援し、心身共に健康な生涯を送ることができる生活環境の形成に努めます。
文化芸能活動、スポーツ・レクリエーション活動を積極的に支援します。



主要施策

文化財保存施設整備事業、文化・芸術活動振興事業、スポーツ活動振興事業、など

地域コミュニティ

地域住民による様々なコミュニティ活動の育成・充実

基本方針

住民のコミュニティ意識の高揚に向けた様々な機会・場の充実を図ります。
新市内における地域間交流の強化を図ります。
男女共同参画社会の確立に努めます。



主要施策

コミュニティ活動支援事業、人材育成支援事業、男女共同参画推進事業

行政

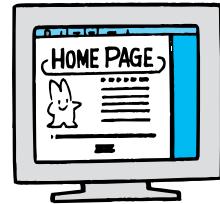
目標：健全な行財政基盤のもと、住民ニーズに応える

住民参加

官民協働のまちづくり

基本方針

行政サービスの情報公開を進めるなど広報・広聴活動を推進します。
住民の住民によるまちづくり活動を積極的に支援します。



主要施策

広報広聴活動推進事業、情報公開・個人情報保護制度確立事業、など

行 財 政

合理的・効率的な行財政の確立

基本方針

効率的かつ合理的な行財政の運営に努めます。
長期的に安定した健全な財政運営を推進します。



主要施策

財政健全化推進事業

行政サービス

質の高い行政サービスの提供

基本方針

効率的な行政事務やバランスのとれた行政サービスの提供を推進します。
電子自治体の推進を図るとともに、公的認証サービスの向上に努めます。



主要施策

総合計画策定事業、行政情報化推進事業、行政合理化推進事業



2 財政計画

新市における財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年度間の財政見通しについて、歳入・歳出の各項目ごとに、過去の実績及び経済情勢などを勘案して推計し、普通会計ベースで作成するものです。作成にあたっては、合併後も健全な財政運営を継続することを基本とし、合併に伴う市民負担・サービス水準の調整方針に基づく事務事業の合理化・効率化などによる削減経費等を反映するとともに、国・県の財政支援措置を勘案します。

合併による財政効果

平成17年度から平成26年度の10年度間の歳入歳出を表示しました。

歳入

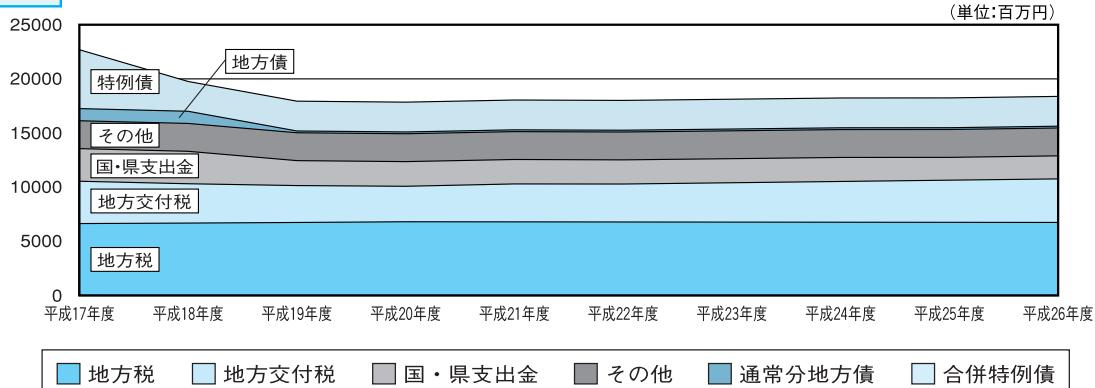
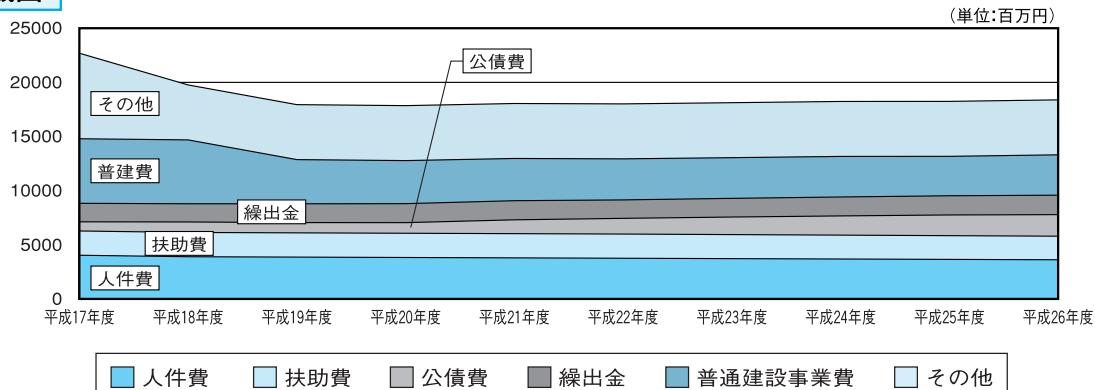
(単位 : 百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地 方 税	6,676	6,721	6,777	6,844	6,834	6,823	6,812	6,802	6,791	6,781
地 方 交 付 税	3,929	3,652	3,427	3,294	3,522	3,524	3,654	3,784	3,914	4,044
国・県支出金	3,029	3,012	2,316	2,290	2,270	2,243	2,235	2,231	2,118	2,139
そ の 他	2,588	2,588	2,588	2,588	2,588	2,588	2,588	2,588	2,588	2,588
通常分地方債	1,131	1,131	166	166	166	166	166	166	166	166
合併特例債	5,466	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768
歳 入 合 計	22,819	19,872	18,042	17,950	18,148	18,112	18,223	18,339	18,345	18,486

歳出

(単位 : 百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 件 費	4,056	3,920	3,885	3,849	3,814	3,778	3,743	3,707	3,672	3,637
扶 助 費	2,254	2,253	2,251	2,250	2,248	2,246	2,232	2,218	2,203	2,189
公 債 費	851	974	952	985	1,283	1,459	1,630	1,784	1,922	2,001
繰 出 金	1,717	1,690	1,745	1,762	1,777	1,712	1,735	1,759	1,783	1,806
普通建設事業費	5,997	5,931	4,105	4,000	3,922	3,813	3,779	3,767	3,661	3,749
そ の 他	7,944	5,104	5,104	5,104	5,104	5,104	5,104	5,104	5,104	5,104
歳 出 合 計	22,819	19,872	18,042	17,950	18,148	18,112	18,223	18,339	18,345	18,486

歳入**歳出****設定条件概要**

地 方 税	現在確定している最新金額の平成14年度決算額をもとに算定しています。
地 方 付 税	平成14年度交付額を前提に「合併特例債」等の財政措置を考慮しています。
国・県支 出 金	平成14年度決算額を前提に「合併市町村補助金」を考慮しています。
地 方 債	平成14年度決算額を前提に「合併特例債」を考慮しています。
人 件 費	平成14年度決算額を前提に合併影響額を考慮しています。
扶 助 費	平成14年度決算額を前提に合併影響額を考慮しています。
公 債 費	平成14年度決算額を前提に「合併特例債」を考慮しています。
普通建設事業費	主要事業及びその他の普通建設事業費見込み推計しています。

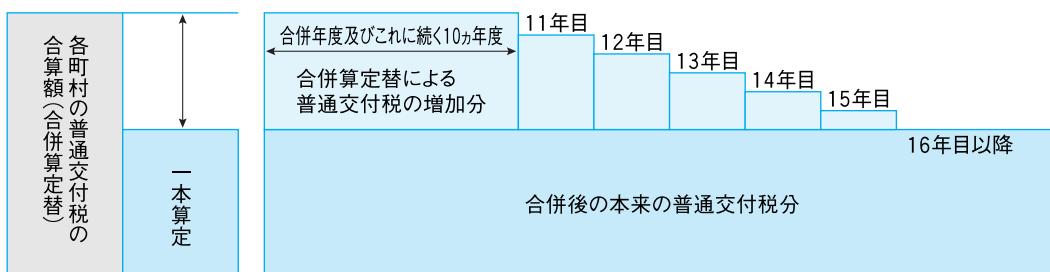
国の財政特例措置

合併算定替

合併すると、スケールメリットにより様々な経費節減となることから、一般的に普通交付税額は減少します。

しかし、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものでないことから、急激な変動を抑えるために、合併算定替の措置が講じられます。合併年度及びこれに続く10カ年度は、毎年度旧町村単位で算定し、積み上げた額を下回らないよう普通交付税が交付されます。

更にその5年後に本来の普通交付税になります。



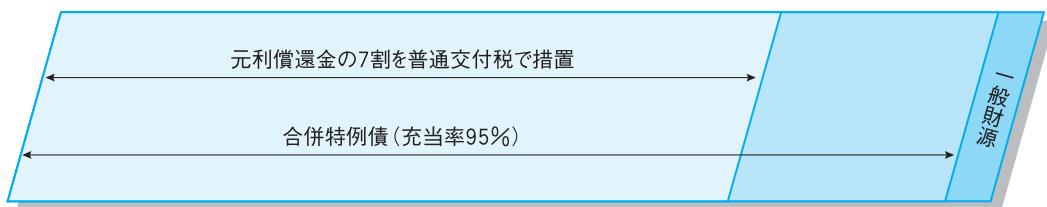
合併特例債

合併市町村が、まちづくり推進のため新市建設計画に基づいておこなう事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、その財源として借り入れができるお金のことをいいます。

合併特例債によって充当できるのは対象事業費のおおむね95%で、更にその元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。

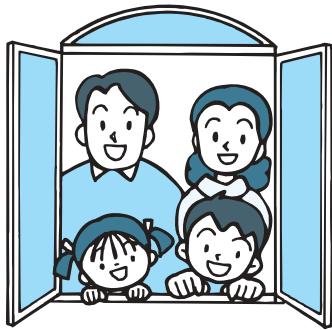
結果として、対象事業費の約66.5%が交付税対応とされ、新市の負担は33.5%となります。

新市においては、約277億円の事業費がこれにあたります。



合併振興基金

基金額 28.4 億円



合併補助金・交付金

国庫補助金	5.0 億円
県交付金	7.0 億円

合併経費に対する交付税支援

普通交付税	6.4 億円
特別交付税	8.1 億円

用語解説

地方交付税	地域間の税源の偏りを是正するとともに、全ての地方公共団体に一定の行政水準を確保できるよう財源を保証するため、国が配分するお金です。
地方債	地方公共団体が、財政収入の不足を補うために、資金調達によって負担する債務です。
扶助費	法令に基づいて支給する高齢者・児童等を支援する経費です。
公債費	地方債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費です。
普通建設事業費	道路、公園等の整備のための経費です。



合併までの流れ

合併までの流れを図に示します。

